

### ・人員配置基準について

指定基準において、事業所は、児童指導員又は保育士を営業時間を通じて次のとおり配置する必要があります。

定員数	配置数
障害児の数（定員※）が10までのもの	2以上
障害児の数（定員※）が10超	2に障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

例：定員10人→2以上 定員11人～15人→3人以上

定員16人～20人→4人以上 配置が必要

※定員超過の場合は1日の利用児童数に読み替える。

### 人員配置基準の遵守にあたり次の事項に留意すること。

- ・定員を超過しないよう利用者を調整すること。
- ・定員超過となってしまった場合は、基準違反であることを認識し、速やかに利用人数を調整する又は定員変更の手続きをとるなどの対応するとともに、利用人数に応じ必要な人数を配置すること。
- ・定員超過となっている場合は、より多くの従業者の配置が必要となるため、児童指導員等加配加算の常勤換算が不足する場合がある。速やかに常勤換算の計算を行い人員配置基準及び児童指導員等加配加算などの加算要件を満たしているか確認すること。
- ・従業者は営業時間を通じて配置すること。  
サービス提供時間ではありません。サービス提供時間と営業時間の違いは次頁以降を確認してください。

注意：定員超過により人員欠如となっていた例があるため、定員超過の場合を中心に説明をしていますが、令和4年3月10日付「障害児通所支援における定員の遵守について」等で通知しているとおり、川越市では現在、やむを得ない事情での定員超過を認めているものではありません。定員を超過している場合は基準違反であるため是正を求めます。

## ・営業時間・サービス提供時間について

営業時間やサービス提供時間については、従業者の配置や利用状況に応じ適切な時間としてください。各時間を見直す場合、次の事項に留意してください。

### ○人員配置基準・児童指導員等加配加算・専門的支援加算

営業時間を変更する場合は、必要な配置人員も変わりますので、従業者の余裕を踏まえ変更を検討をしてください。特に、従業者が有休等で休んだ場合でも、人員配置基準や加配加算の要件を満たせるか慎重に検討し、十分な余裕をもって従業者を配置するようにしてください。

### ○延長支援加算

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合に請求できます。(職員を2名以上(うち1名は人員基準により置くべき職員(児童発達支援管理責任者を含む))を配置)

### ○開所時間減算

営業時間が6時間未満の場合は減算の可能性があります。

児童発達支援・・・営業時間が6時間未満の場合に減算

放課後等デイサービス・・・学校休業日の営業時間が6時間未満の場合に減算

### ○放課後等デイサービスの報酬区分

令和6年度から変更となっておりますのでご注意ください。

チェックリスト・勤務形態一覧の記載例を作成しましたので、必要に応じご活用ください。